様式第6号の10（裏面）

〔注意〕

1　「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の２の特例における関係子会社をいうものであること。

2　①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。

3　②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。

4　③欄及び⑨欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。

5　④欄及び⑩欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。

6　⑥欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る関係子会社についても法第78条第１号に掲げる業務を行う者をいうものであること。

7　Ｂ欄には、この申請に係る関係子会社について記載すること。

8　⑧欄の（　）内には、この申請に係る関係子会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。

9　親事業主が当該関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第１項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第２項に規定するものをいう。以下同じ。）の写し、当該関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。

10　⑭欄、㉑(ハ)欄及び㉒(ハ)欄には、小数点以下第３位を四捨五入した数を記載すること。

11　⑮(イ)欄並びに⑰(イ)、(ロ)、(ヘ)、(ト)及び(ル)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。

12　⑯欄には、⑮欄の数に1.2％を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載すること。

13　⑮(ハ)欄並びに⑰(ホ)、(ヌ)、(ワ)及び(カ)欄には、小数点以下第１位まで記載すること。

14　Ｅ欄については、関係子会社における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて、Ｅ－１又はＥ－２のいずれかを選択して記入すること。

(1)　Ｅ－２欄については、この申請に係る関係子会社と他の関係子会社との関係について、Ｅ－２(1)又はＥ－２(2)のいずれかを選択して記入すること。

(2)　㉓欄については、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の行う業務に関し、当該他の関係子会社に対して発注した実績（受注した関係子会社が複数あるときは発注額の合計額）を記載すること。なお、この申請に係る関係子会社から他の関係子会社に対する発注の実績を証明するもの（当該他の関係子会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等。受注した他の関係子会社が複数あるときは関係子会社ごとの実績を証明するもの。）を添付すること。

(3)　㉔欄については、発注計画書を添付すること。

15　直近の６月１日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第６号）及びこの申請に係る関係子会社の障害者雇用状況報告（様式第６号又は様式第６号の２(1)）（法第44条又は法第45条の特例に係る子会社又は関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含み、当該関係子会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告(様式第６号の３(1))に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（当該関係子会社に係るすべての特例会社に雇用されている労働者を含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第６号の３(2)）に準じて作成した書面を添付すること。

16　15において添付する書面において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の不足数が０人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。

17　所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。